

自動車事故報告

報告書は3部提出すること
（受付印押印）

国土交通大臣 ○○ ○○ 殿

報告書を提出する時点の国土交通大臣を記入する

自動車の使用者の氏名又は名称 栃木適正化運輸 株式会社

住所 栃木県宇都宮市八千代1-5-12

電話番号 028-684-5882

2024年10月1日 提出

時間は24時間制で記入

☆発生日時 2024年 9月 20日 21時 30分

天 候 1 晴れ 2 曇 3 雨 4 雪

事故発生から30日以内に提出

☆路線又は道路名

・道路名は、国道、県道、市道など具体的に記入
・高速道路などの場合は、「上り線」、「下り線」の区分と「OKP」を記入

☆発生場所 栃木 都道 宇都宮 区市 築瀬 区町 ○○ 番地
府県 郡 村

国道4号線

場所は地番まで記入

☆当該自動車の使用の本拠の名称及び位置

☆自動車登録番号又は車両番号

栃木適正化運輸 株式会社 本社営業所
栃木県宇都宮市八千代1-5-12

営業所まで記入

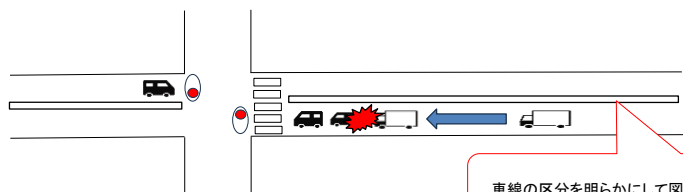
宇都宮 100 あ 5882

宇都宮 100 を 5889

☆当時の状況

当該営業所の運転者○○は、9月20日20時に出社し、乗務前点呼を20時30分に受け、荷主の●●に向け出庫した。20時50分に●●へ到着し荷物を積み込み、21時20分に群馬県高崎市へ向け出発した。その後、上記発生場所付近の国道4号線を約60キロで走行中、赤信号で停車していた乗用車2台の列に追突した。当該運転者にはケガはなかったが、最初に追突した乗用車の運転者が右足の骨折の重傷、さらに前の乗用車の運転者が首に軽傷を負った。

☆◆現場の略図（道路上の事故の場合には車線の区分を明らかにして）



車線の区分を明らかにして図示

・次に掲げるものを（何処で、誰が、どんな事を、どれだけの）要領で記載
イ.出発地、出発の時刻、目的地
ロ.運行の状況、乗車人員、積載物・量
ハ.事故当時の速度、位置関係、乗務員のとった措置、事故後の状況、地形、道路状況、スリップの軌跡
・死傷者の氏名、性別、年齢、負傷者の程度（当事者と相手側と分ける）

警察、家族、会社などへ連絡、死者又は負傷者にとった処置、病院への収容状況、積荷などの処置を記入

☆当時の処置

乗用車側に被害者がいることを確認したため、至急消防と警察に連絡した。その後、被害者は病院に運ばれた。当該運転者は警察から取り調べを受けることとなり、宇都宮警察署に移動した。

☆事故の原因

わき見運転による前方停止車両の発見の遅れとスピードの出し過ぎ。

・警察の調書、運転者及び目撃者の証言などを参考に記入
・なぜ、「前方不注意」か？わき見、漫然などの理由を明確に記入

☆再発防止策

乗務員全員を集め、関係法令の遵守の徹底を行った。

・事業者として講じたものを具体的に記入
・事故原因が明らかになってから講ずる場合は「原因究明結果待ち」などと記入し、緊急的に講じた対策についても記入

※備考

記載しない

(裏)															
<p>発生した事故の種類を○で囲む。(2種類以上の事故の場合、最も大きな被害が発生した事故の種類とする。飲酒など、教護義務違反の場合両方記入)</p>															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切	衝突	死傷	危険物等	車内等	飲酒等	健康起因	教護違反	車両故障	交通	その他	
					1						<p>☆危険認知時の速度</p> <p>☆危険認知時の距離</p>				
					<p>2種類以上の事故を併発した場合はその発生順に従い数字を記入</p>					<p>「衝突」</p> <p>・自動車または原付と衝突・接触し当該車両に乗っている者を死傷させた場合は衝突とし、自転車に乗っている者を死傷させた場合は死傷とする</p> <p>・家屋その他の物件と衝突して付近にいた人を死傷させた場合は衝突とする</p>					
					<p>けん引車がけん引車を連結して事故を引き起こした場合に記載</p>					<p>道路上での事故の場合には事故発生地点</p> <p>1 車道</p> <p>2 歩道</p> <p>3 横断歩道</p> <p>4 路側帯</p> <p>5 路肩</p> <p>6 交差点</p> <p>7 バス停留所</p> <p>8 トンネル</p> <p>9 その他</p>					
					<p>事業用</p> <p>1 乗合旅客</p> <p>2 側面衝突</p> <p>3 乗用旅客</p> <p>4 物件衝突</p> <p>5 一般貨物 (イ特別積合せ貨物 ロその他)</p> <p>6 特定貨物</p> <p>7 特定第二種</p> <p>8 貨物軽 (四輪)</p> <p>9 貨物軽 (三輪以下)</p>					<p>道路状況</p> <p>1 左側通行</p> <p>2 右側通行</p> <p>3 信号無</p> <p>4 歩道</p> <p>5 歩道</p> <p>6 飛び出し</p> <p>7 車の直</p> <p>8 飛び出し</p> <p>9 その他</p>					
					<p>自家用</p> <p>1 有償貸渡し (レンタカー)</p> <p>2 有償旅客運送</p> <p>3 その他</p>					<p>当</p> <p>時</p> <p>の</p> <p>状</p> <p>況</p> <p>衝突事故のときは</p> <p>・正面衝突: 自動車が相手方と対面して接近し、衝突または接触した場合</p> <p>・側面衝突: 自動車が相手方と対面方向または同方向以外の方面に進行して衝突または接触した場合</p> <p>・追突: 自動車が相手方と同方向に進行して衝突または接触した場合で次の接触以外の場合</p> <p>・接触: 自動車が相手方と並進中または後続車が先行者を追い抜き、もしくは並進しようとして接触した場合</p> <p>・物件衝突: 自動車が家屋、その他の物と衝突した場合</p>					
					<p>種別</p> <p>1 普通</p> <p>2 小型</p> <p>3 その他</p>					<p>20 反射器</p> <p>21 警音器</p> <p>22 視鏡</p> <p>23 計器</p> <p>24 内圧</p> <p>25 運行記録器</p> <p>26 その他</p> <p>27 運行記録器</p>					
					<p>☆乗車定員</p> <p>人</p> <p>☆当時の乗車人員</p> <p>人</p>					<p>当</p> <p>該</p> <p>自</p> <p>動</p> <p>車</p> <p>の</p> <p>概</p> <p>要</p>					
					<p>☆最大積載量</p> <p>kg</p> <p>☆当時の積載量</p> <p>kg</p>					<p>安全運転支援装置</p> <p>衝突被害軽減ブレーキ</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p> <p>ドライバー異常時対応システム</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p> <p>側方衝突警報装置</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p>					
					<p>許可等の必要性</p> <p>制限外許可</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p> <p>特殊車両通行許可</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p> <p>保安基準の緩和</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p>					<p>☆氏名</p> <p>名</p> <p>☆年齢</p> <p>才</p> <p>☆経験年数</p> <p>年</p> <p>☆本務・臨時の別</p> <p>1 本務</p> <p>2 臨時</p>					
					<p>許可等の取得状況</p> <p>制限外許可</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p> <p>特殊車両通行許可</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p> <p>保安基準の緩和</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p>					<p>事業用運送事業者から当該運送事業の用に供する自動車の運転者として選任されている者を「本務」、それ以外は「臨時」</p>					
					<p>貨物の内容</p> <p>1 土砂等</p> <p>2 長大物品等</p> <p>3 コンテナ</p> <p>4 生コンクリート</p> <p>5 危険物等</p> <p>6 冷凍、冷蔵品</p> <p>7 原木、製材</p> <p>8 引越</p> <p>9 その他</p>					<p>状況</p> <p>日</p> <p>日から事故日までの勤務日数及び乗務距離の合計</p> <p>乗務距離</p> <p>km</p>					
					<p>積載の有無</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p>					<p>損害の程度</p> <p>1 死亡</p> <p>2 重傷</p> <p>3 軽傷</p>					
					<p>積載危険物等</p> <p>種類</p> <p>1 危険物</p> <p>2 火薬類</p> <p>3 高圧ガス</p> <p>4 核</p> <p>5 R I</p> <p>6 毒劇物</p> <p>7 可燃物</p>					<p>シートベルトの着用状況</p> <p>1 着用</p> <p>2 非着用</p> <p>3 非装備</p>					
					<p>☆品名及び積載量又は放射能の量</p> <p>品名</p> <p>() kg, l</p> <p>() Bq</p> <p>イエローカードの携行状況</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p>					<p>☆交替運転者の配置</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p> <p>(交替後の乗務時間及び乗務距離) 時間 km</p>					
					<p>道路等</p> <p>種類</p> <p>1 道路 (イ高速自動車国道 ロ自動車専用道路等)</p> <p>2 その他</p>					<p>☆アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p> <p>(最近の受診年月日) 年 月 日</p>					
					<p>☆道路の幅員</p> <p>こう配</p> <p>1 平坦</p> <p>2 上り</p> <p>3 下り</p>					<p>☆飲酒の時点及びその飲酒量</p> <p>1 運行前</p> <p>2 運行中</p> <p>(飲酒量)</p>					
					<p>道路の形態</p> <p>1 直線</p> <p>2 右曲り</p> <p>3 左曲り</p> <p>4 交差</p> <p>5 つづら折り</p>					<p>☆過去3年間の事故の状況</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p> <p>(過去3年間の事故件数) 件</p> <p>(最近の事故年月日) 年 月 日</p>					
					<p>路面の状態</p> <p>1 乾</p> <p>2 湿</p> <p>3 積雪</p> <p>4 氷結</p>					<p>☆過去3年間の道路交通法の違反の状況</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p> <p>(過去3年間の違反件数) 件</p> <p>(最近の違反年月日) 年 月 日</p>					
					<p>警戒標識の設置</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p>					<p>☆過去3年間の適性診断の受診状況</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p> <p>(最近の適性診断年月日) 年 月 日</p>					
					<p>踏切の状態</p> <p>1 遮断機付き</p> <p>2 遮断機なし</p> <p>3 その他</p>					<p>☆最近の健康診断の受診年月日</p> <p>(最近の受診年月日) 年 月 日</p>					
					<p>☆当時の運行計画</p> <p>(発地・経由地・目的地)</p>					<p>特定</p> <p>自動</p> <p>運行</p> <p>保安</p> <p>員</p>					
					<p>☆運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等(貸切旅客のみ)</p>					<p>☆氏名</p> <p>名</p> <p>☆年齢</p> <p>才</p> <p>☆経験年数</p> <p>年</p> <p>☆本務・臨時の別</p> <p>1 本務</p> <p>2 臨時</p>					
					<p>安全性優良事業所の認定(貨物のみ)</p> <p>1 有</p> <p>2 無</p>					<p>損害の程度</p> <p>1 死亡</p> <p>2 重傷</p> <p>3 軽傷</p>					
					<p>運送形態</p> <p>1 下請運送</p> <p>2 その他</p>					<p>業務場所の別</p> <p>1 車両内</p> <p>2 車両外</p>					
					<p>☆荷送人の氏名又は名称及び住所</p>					<p>シートベルトの着用状況</p> <p>1 着用</p> <p>2 非着用</p> <p>3 非装備</p>					
					<p>☆荷受人の氏名又は名称及び住所</p>					<p>☆最近の健康診断の受診年月日</p> <p>(最近の受診年月日) 年 月 日</p>					
					<p>原則、医師の診断結果に基づき記入</p>					<p>車</p> <p>掌</p>					
					<p>運行管理者</p> <p>運行管理者資格者証番号又は貨物軽自動車安全管理者講習修了番号</p>					<p>運行管理者</p> <p>貨物軽自動車安全管理者</p> <p>続括運行管理者</p>					
					<p>「死亡」とは事故発生後死亡した者が24時間以内に死亡した場合</p>					<p>氏名</p>					

(注)

- (1) ☆印欄は、具体的に記入すること。ただし、不明の場合は該当欄に「不明」と記入し、記入の要のない場合は該当欄に斜線を引くこと。
なお、欄内に記入し得ないときは、別紙に記入し、これを添付すること。
- (2) ※印欄は、記入しないこと。
- (3) ☆印欄及び※印欄以外の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- (4) ◆印欄は、事故が第2条第11号又は12号のみに該当する場合には、記入を要しない。
- (5) 時刻の記入は、24時間制によること。
- (6) 「区分」の記入は、次の区分によること。
 - 1 転覆 当該自動車は道路上において路面と35度以上傾斜したとき。
 - 2 転落 当該自動車は道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。
 - 3 路外逸脱 当該自動車の車輪が道路（車道と歩道の区分がある場合は、車道）外に逸脱した場合で、「転落」以外のとき。
 - 4 火災 当該自動車又は積載物品に火災が生じたとき。
 - 5 踏切 当該自動車が踏切において、鉄道車両と衝突し、又は接触したとき。
 - 6 衝突 当該自動車が鉄道車両、トロリーバス、自動車、原動機付自転車、荷牛馬車、家屋その他の物件に衝突し、又は接触したとき。
 - 7 死傷 死傷者を生じたとき（9に該当する場合を除く。）
 - 8 危険物等 第2条第5号又は第6号に該当する事故
 - 9 車内 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により、旅客（乗降する際の旅客を含む。）を死傷させたとき。
 - 10 飲酒等 第2条第8号に該当する事故
 - 11 健康起因 第2条第9号に該当する事故
 - 12 救護違反 第2条第10号に該当する事故
 - 13 車両故障 第2条第11号又は第12号に該当する事故
 - 14 交通障害 第2条第13号又は第14号に該当する事故
 - 15 その他 1から14までに該当しないとき。
- (7) 2種類以上の事故が生じたときには、「発生の順」の欄に発生の順に番号を記入すること。
- (8) 「転落の状態」の欄の「落差」は、路面から落下地点までの垂直距離とする。
ただし、水中に転落した場合で水深を記入する必要がある場合には、路面から水面までの垂直距離とする。
- (9) 「車体の形状」の欄は、道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載されている車体の形状を記入すること。
- (10) 「安全運転支援装置」とは、自動車に搭載された先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムをいい、当該自動車の搭載状況に該当するものを○で囲むこと。
- (11) 「積載危険物等」とは、次に掲げるものであって事故当時に当該自動車に積載していたものをいう。
 - 1 危険物 消防法第2条第7項に規定する危険物
 - 2 火薬類 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
 - 3 高压ガス 高压ガス保安法第2条に規定する高压ガス
 - 4 核 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
 - 5 R I 放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
 - 6 毒劇物 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第二に掲げる毒物又は劇物
 - 7 可燃物 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- (12) 「許可等の必要性」及び「許可等の取得状況」の欄は、当該自動車の運行について次の許可等の必要性の有無及びその取得状況に該当するものを○で囲むこと。
 - 1 制限外許可 道路交通法第57条の規定による許可
 - 2 特殊車両通行許可 道路法第47条の2の規定による許可
 - 3 保安基準の緩和 道路運送車両の保安基準第55条の規定による基準の緩和であって、道路運送車両の保安基準第2条第1項、第4条及び第4条の2に係るもの
- (13) 「イエローカード」とは、当該積載危険物等の取扱方法を記載した書類をいう。
- (14) 「種類」の欄の「ロ 自動車専用道路等」は、自動車専用道路及び道路運送法による自動車道とし、「2 その他の場所」は、構内、営業所等一般交通の用に供しない場所とする。
- (15) 「道路の幅員」は、路肩部分を含む道路（車道と歩道の区別がある場合は、車道）の総幅員とする。
- (16) 「道路の形態」の欄の「交差」は、当該自動車前方30メートル以内に交差点があった場合とする。
- (17) 「運行計画」には、運行管理者が与えた指示を含むものとする。
- (18) 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等（貸切旅客のみ）」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送契約の相手方が旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を受けている者（以下「旅行業者等」という。）又は同法第23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること。
- (19) 「安全性優良事業所の認定」とは、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が、輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる貨物自動車運送事業者の営業所に対して行う認定をいう。
- (20) 「下請運送」とは、貨物自動車運送事業者からの運送の依頼により行う貨物運送をいう。
- (21) 「荷送人の氏名又は名称及び住所」の欄は、事故を引き起こした当該貨物自動車運送事業者と運送契約を締結した荷送人のほか、事故の際に運送していた貨物に関して当該荷送人と運送契約を締結した者等の当該貨物の運送に関して運送契約を締結した全ての者を記載すること。
- (22) 「運送形態」の欄の「2 その他」に該当し、かつ、当該運送が特別積合せ運送である場合には「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は、記入を要しない。
- (23) 「アルコール依存症のスクリーニング検査受診状況」及び「飲酒の時点及びその飲酒量」の欄は、第2条第8号（酒気帯び運転を伴うものに限る。）に該当する事故を引き起こした当該運転者が受診したアルコール依存症のスクリーニング検査の受診の有無及び飲酒の時点について、該当する事項を○で囲むとともに、「最近の受診年月日」及び「飲酒量」を記入すること。
- (24) 「過去3年間の事故の状況」の欄は、当該運転者が引き起こした道路交通法第67条第2項の交通事故に関して記入する。
- (25) 「過去3年間の適性診断の受診状況」の欄は、当該運転者の過去3年間の運転適性診断の受診の有無について、該当する事項を○で囲むこと。また、「適性診断受診場所」は、「最近の受診年月日」に受診した受診場所（又は受診機関）を具体的に記入すること。
- (26) 「最近の健康診断の受診年月日」の欄は、第2条第9号に該当する事故を引き起こした当該運転者又は特定自動運行保安員が受診した労働安全衛生法第66条に規定する健康診断の最近の受診年月日を記入すること。
- (27) 「運行管理者」、「貨物軽自動車安全管理者」は、事故について最も責任のあると考えられる運行管理者や貨物軽自動車安全管理者のことである。
- (28) 「統括運行管理者」とは、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第48条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第21条第1項に規定する業務を統括する運行管理者をいう。